

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案

(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第11号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人 の経営状況説明書について	…… 1
議案第72号	廿日市市公共施設における禁煙等推進条例	…… 3
議案第73号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の 不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	…… 7
議案第74号	廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する 条例	… 1 1
議案第75号	廿日市市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正す る条例	… 1 7
議案第76号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに 生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正す る条例	… 2 1
議案第77号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	… 2 5
議案第78号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	…… 2 9
議案第79号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する 条例の一部を改正する条例	… 3 3
議案第84号	宮島競艇施行組合規約の変更について	…… 3 7
議案第85号	工事請負契約の締結について	…… 4 1
議案第86号	工事請負契約の締結について	…… 4 3
議案第87号	工事請負契約の締結について	…… 4 5
議案第88号	工事請負契約の締結について	…… 4 7
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ いて	… 4 9

報告第 1 1 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に
より、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書
を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

議案第 72 号

廿日市市公共施設における禁煙等推進条例案を次のように提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市公共施設における禁煙等推進条例

(目的)

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定の趣旨にのっとり、市が設置した公共施設において禁煙環境を整備することにより、全市域にわたって受動喫煙の防止を図る機運を醸成し、もって市民の生命及び健康を受動喫煙による悪影響から守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 人が吸入するため、たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。次号において同じ。）を燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (2) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (3) 公共施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項に規定する市の行政財産をいう。
- (4) 事業者 公共施設の管理運営について市から委任を受けた者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民の受動喫煙を防止するための環境の整備に関する施策を推進する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、受動喫煙の防止に関する環境整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(公共施設における措置)

第6条 公共施設の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。）は、その管理する公共施設（敷地を含む。）において、吸い殻入れ、灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。

(適用除外)

第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。

- (1) 廿日市市火葬場
- (2) はつかいちアルカディア
- (3) スパ羅漢
- (4) 廿日市市吉和魅惑の里
- (5) 廿日市市岩倉ファームパーク
- (6) 廿日市市宮島包ヶ浦自然公園
- (7) みやじま杜の宿
- (8) 宮浜べにまんさくの湯
- (9) 市営住宅
- (10) 集会所
- (11) 消防団車庫・格納庫

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

市民の生命及び健康を受動喫煙による悪影響から守ることを目的として、市が設置した公共施設において禁煙環境を整備することに関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 3 号

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第16項」を「第5条第15項」に、「同条第4項第4号」を「同条第4項第5号イ」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」を「地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令」に改める。

第2条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

第4条中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するなどの改正をするため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 4 号

廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例

廿日市市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条中「センターの」の次に「名称及び」を加え、「廿日市市住吉二丁目2番16号」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名 称	位 置
市民活動センター	廿日市市住吉二丁目2番16号
市民活動センターおおの	廿日市市大野一丁目1番1号

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 市民活動センター

(1) 第1研修室、第2研修室、第3研修室及び和室

区 分	使 用 料 の 額		
	午 前	午 後	夜 間
	9時から12時 まで	12時から17 時まで	17時から21 時30分まで
第1研修室	600円	1,010円	900円
第2研修室	300円	510円	460円
第3研修室	200円	340円	300円
和室	170円	290円	260円

備考

- 1 使用者が市民活動センターの設置の目的以外に使用する場合（公益上必要があると認める場合に限る。）における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。
- 2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつ

ては、午前の区分)に係る使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間が1時間未満のとき、又は超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 団体事務室

単 位	使 用 料 の 額
1平方メートルにつき1月	100円

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満のとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用者が月の中途において新たに使用を開始し、又は月の中途において使用を終了し、若しくは第8条第1項の規定により使用の許可を取り消された場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割によって計算する。
- 3 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 市民活動センターおおの

区 分	使 用 料 の 額		
	午 前	午 後	夜 間
	9時から12時 まで	12時から17 時まで	17時から21 時30分まで
301 研修室	240円	410円	370円
302 研修室	270円	450円	410円
303 研修室	240円	410円	370円

備考 1の(1)の表備考の規定は、この表について準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の廿日市市市民活動センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の廿日市市市民活動センター条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

市民活動センターおおのを設置し、その使用料の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 75 号

廿日市市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

廿日市市廃棄物処理施設設置条例（昭和４９年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

エコセンターはつかいち	廿日市市宮内３８６０番地
廿日市市佐伯クリーンセンター	廿日市市浅原甲５２４番地
廿日市市佐伯一般廃棄物最終処分場	廿日市市大野２７１５番地２
廿日市市大野清掃センター	廿日市市大野１８１４番地２４

を

はつかいちエネルギークリーンセンター	廿日市市木材港南１２番８号
エコセンターはつかいち	廿日市市宮内３８６０番地

に改める。

第３条第３号ただし書中「ただし、」の次に「はつかいちエネルギークリーンセンター及び」を加える。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

(提案理由)

廃棄物処理施設の設置及び廃止等に伴い、廃棄物処理施設の名称及び位置に係る規定などを改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 76 号

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下
げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 燃やせるごみ 家庭系廃棄物のうち、生ごみ及び再利用の対象とな
らない紙類、布類、プラスチック類等の可燃性のもの（次号に掲げる
ものを除く。）をいう。

第23条の5第2項中「前条」を「第23条の4」に、「大型ごみ処分
手数料」を「燃やせるごみ処分手数料」に改め、同条を第23条の6とす
る。

第23条の4第2項を次のように改める。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の大型ごみ処分手数料について
準用する。この場合において、同条第2項中「燃やせるごみ処分手数料」
とあるのは「大型ごみ処分手数料」と読み替えるものとする。

第23条の4第3項を削り、同条を第23条の5とし、第6章中同条の
前に次の1条を加える。

（燃やせるごみ処分手数料）

第23条の4 市長は、市の処理施設において燃やせるごみの処分をする
ときは、次の表に掲げる額の燃やせるごみ処分手数料を徴収する。

単 位	金 額
10リットルの指定袋1袋につき	10円
20リットルの指定袋1袋につき	20円
30リットルの指定袋1袋につき	30円
45リットルの指定袋1袋につき	45円

- 2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項の燃やせ
るごみ処分手数料を減免することができる。

- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条の4の規定は、施行日以後に市において収集し、又は処分する燃やせるごみに係る処分手数料について適用する。

(準備行為)

- 3 改正後の第23条の4に規定する燃やせるごみ処分手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

ごみ処理費用の負担の公平化を図る目的で、家庭系廃棄物のうち燃やせるごみの処分をする場合に徴収する手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 77 号

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業

者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、代替保育の提供に係る連携施設や食事の提供に係る搬入施設の範囲を拡大するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 78 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中

道路の位置の指定又は変更 関係土地の区域の面積			1申請をもって1件とする。	
	1,000平方メートル未満	1件		5万円
	1,000平方メートル以上	1件		8万5,000円

を

道路の位置の指定又は変更 関係土地の区域の面積			1申請をもって1件とする。	
	1,000平方メートル未満	1件		5万円
	1,000平方メートル以上	1件		8万5,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	

に、

仮設建築物の建築許	1件	12万円	1申請をもって1件とする。
-----------	----	------	---------------

可

を

仮設建築物の建築許可 使用を認める期間			1申請をもって1件とする。	
	1年以内	1件		12万円
	1年を超える	1件		16万円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部が改正され、建築物の敷地と道路との関係の建築認定を行うこと及び使用を認める期間が1年を超える仮設建築物の建築許可を行うことに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 79 号

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例案を次のように提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の建築物の延べ面積には、法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しないものとする。

第6条の2第3項を削る。

附則第2項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事着手する建築物について適用し、同日前に工事着手した建築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、地区計画区域内における建築物の容積率の算定方法について、算定の基礎となる延べ面積に、老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を算入しないこととするほか、所要の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 4 号

宮島競艇施行組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、宮島競艇施行組合同規約を次のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

宮島競艇施行組合同規約の一部を改正する規約

宮島競艇施行組合同規約（昭和 4 2 年指令地第 1 2 9 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮島ボートレース企業団規約

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 企業団の議会（第 5 条—第 8 条）

第 3 章 企業団の執行機関（第 9 条—第 1 3 条）

第 4 章 会計（第 1 4 条・第 1 5 条）

第 5 章 雑則（第 1 6 条）

附則

第 1 条の見出し中「組合」を「企業団」に改め、同条中「組合」を「企業団」に、「宮島競艇施行組合」を「宮島ボートレース企業団」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）中「組合」を「企業団」に改める。

第 3 条中「組合」を「企業団」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第 3 条の 2 企業団は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項の規定により、同法の規定の全部を適用する。

第 4 条の見出し中「組合事務所」を「企業団の事務所」に改め、同条中「組合」を「企業団」に改める。

「第 2 章 組合の議会」を「第 2 章 企業団の議会」に改める。

第 5 条の見出し中「組合議員」を「企業団の議員」に改め、同条第 1 項中「組合」を「企業団」に、「組合議員」を「企業団議員」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「組合議員」を「企業団議員」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「組合議員」を「企業団議員」に改める。

第 7 条中「組合議員」を「企業団議員」に、「管理者」を「企業長」に改める。

第 8 条第 1 項中「組合」を「企業団」に、「組合議員」を「企業団議員」に改め、同条第 2 項中「組合議員」を「企業団議員」に改める。

「第 3 章 組合の執行機関」を「第 3 章 企業団の執行機関」に改める。

第 9 条第 1 項中「組合」を「企業団」に、「管理者」を「企業長」に、「副管理者」を「副企業長」に改め、同条第 2 項中「管理者」を「企業長」に、「副管理者」を「副企業長」に改める。

第 10 条（見出しを含む。）中「管理者」を「企業長」に、「副管理者」を「副企業長」に改める。

第 11 条第 1 項中「組合」を「企業団」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(企業長補佐)

第 11 条の 2 企業長の職務を補佐させるため、企業団に企業長補佐を置くことができる。

2 企業長補佐は、常勤の特別職とし、企業長が企業団の議会の同意を得てこれを選任する。

3 企業長補佐の任期は、3 年とする。ただし、再任されることを妨げな

い。

第12条の見出し及び同条第1項中「組合」を「企業団」に改め、同条第2項中「管理者」を「企業長」に改める。

第13条第1項中「組合」を「企業団」に改め、同条第2項中「管理者」を「企業長」に、「組合」を「企業団」に改める。

第14条の見出し中「組合経費」を「企業団の経費」に改め、同条中「組合」を「企業団」に改める。

第16条を削る。

第17条中「組合」を「企業団」に改め、同条を第16条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規約による改正後の宮島ボートレース企業団規約第11条の2の規定による企業長補佐の選任に係る手続その他この規約を施行するための準備行為は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規約の施行の際、現に宮島競艇施行組合の議会の議員、理事、監査委員又は職員である者は、別に辞令を發せられないときは、施行日において、引き続き宮島ボートレース企業団の議会の議員、理事、監査委員又は職員として在任するものとする。

(提案理由)

宮島競艇施行組合が行っている事業において、これまでの地方公営企業法の規定の一部適用から、同法の規定の全部を適用することなどの組合規約を変更することについて、大竹市と協議を行うため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 8 5 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり宮島おもてなしトイレ整備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 宮島おもてなしトイレ整備工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町 5 3 6 番地 1
- 3 請負金額 2 6 5, 6 8 0, 0 0 0 円
- 4 請 負 者 広島市中区鶴見町 4 番 2 5 号
株式会社 増岡組広島本店
常務取締役本店長 迫 清 孝

(提案理由)

宮島おもてなしトイレ整備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり宮島簡易水道大元配水池整備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 工 事 名 宮島簡易水道大元配水池整備工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町地内
- 3 請負金額 259,092,000 円
- 4 請 負 者 廿日市市下平良一丁目 3 番 41 号
洋伸建設株式会社廿日市営業所
所長 稲 葉 健

(提案理由)

宮島簡易水道大元配水池整備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり大野東部公園整備工事（土地造成）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 工 事 名 大野東部公園整備工事（土地造成）
- 2 工事場所 廿日市市大野地内
- 3 請負金額 311,040,000 円
- 4 請 負 者 廿日市市佐方本町 4 番 31 号
株式会社 松山
代表取締役 松 山 龍 二

(提案理由)

大野東部公園整備工事（土地造成）の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 88 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 11 日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 工 事 名 旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町 779 番地 2
- 3 請負金額 150,832,800 円
- 4 請 負 者 廿日市市木材港北 5 番 20 号
株式会社 シンテツ
代表取締役 河 野 哲 也

(提案理由)

旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成30年9月11日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 梅本光子

氏名 西田弘展

(提案理由)

人権擁護委員梅本光子及び西田弘展の任期が、平成30年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

